

【提案項目】

発達障害児者への支援を充実するため、次の措置を講じること。

- 1 手帳制度の創設
知的障害の療育手帳制度と同様に、発達障害についての手帳制度を創設すること。
- 2 専門医の確保及び養成の推進
発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。
- 3 支援の充実及び雇用率制度の適用
発達障害者の雇用を促進するため、障害特性を踏まえた支援策の充実を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における雇用率制度の適用を早期に実現すること。

【提案理由等】

- 1 発達障害についても、知的障害同様に、手帳制度を創設し、障害福祉サービス等の受給を促進するなど支援を充実することが必要である。
- 2 発達障害に対する専門医の確保・養成に関しては、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）の報告書に基づき、一定の取組が行われているが、児童精神科医ら専門医が不足している状況は依然として続いている。
- 3 発達障害者については、「障害者雇用対策基本方針」において、精神障害とは異なる個別の障害として、雇用管理に関する指針や施策の方向性が示されているが、障害者雇用率の算定の対象に含まれていないため、雇用が進まず、障害特性の理解も進んでいない。
発達障害者の雇用の促進を図る上では、早期に雇用率算定の対象とすることが必要である。